

北海道選挙管理委員会告示第32号

令和元年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和元年12月3日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	90,652
3分の1の数	666,571

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,801	根室市	7,353
札幌市北区	80,386	千歳市	27,093
札幌市東区	74,389	滝川市	11,617
札幌市白石区	61,491	登別市	13,804
札幌市厚別区	36,739	恵庭市	19,564
札幌市豊平区	64,397	伊達市	9,796
札幌市清田区	31,619	北広島市	16,594
札幌市南区	39,712	北斗市	12,897
札幌市西区	61,929	空知地域	50,099
札幌市手稲区	40,051	石狩地域	21,939
函館市	74,669	後志地域	25,542
小樽市	33,993	胆振地域	15,218
旭川市	96,256	日高地域	18,690
室蘭市	24,237	渡島地域	25,595
釧路市	48,660	檜山地域	10,445
帯広市	47,316	上川地域	36,793
北見市	33,626	留萌地域	13,083
岩見沢市	23,453	宗谷地域	8,311
網走市	10,043	オホーツク東地域	16,972
苫小牧市	48,250	オホーツク西地域	19,197
稚内市	9,628	十勝地域	48,252
江別市	34,067	釧路地域	17,062
名寄市	7,848	根室地域	13,397

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,541
	3分の1の数	125,680
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,903
	3分の1の数	157,520
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,923
	3分の1の数	157,686
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,791
	3分の1の数	79,837